

MSP 従量課金サービス約款

第1章 総則

第1条(約款の適用)

1. この MSP 従量課金サービス約款(以下「本約款」という)は、株式会社ネットアシスト(以下「当社」という)がご利用者(以下「利用者」という)に提供する監視・障害対応等(以下「MSP 従量課金サービス」という)に適用されるサービス約款です。
2. 本約款に定める以外は「MSP サービス約款」を MSP 従量課金サービスと読み替えて適用します。また、本約款は「基本約款」の補足として MSP 従量課金サービスに適用するものとします。なお、本約款と「MSP サービス約款」、「基本約款」の内容が衝突し、特に定めがない場合、MSP 従量課金サービスの利用契約に関しては本約款を優先します。

第2条(サービスの概要と品目)

1. MSP 従量課金サービスは、大規模構成のサーバ(物理・仮想問わず)、Paas、サーバレスアーキテクチャー等の一定物理サーバを対象としないサーバ・ネットワーク機器等を対象とするサービスです。
2. 本サービスの概要は、MSP サービス約款第2条2に準じます。
3. MSP サービスの品目は以下のとおりです。
 - ① シルバープラン
対象サーバ・ネットワークの監視を行います。障害が発生した場合、利用者の緊急連絡先に電話・メールにて報告を行います。
 - ② ゴールドプラン
対象サーバ・ネットワークの監視を行います。障害が発生した場合、復旧一次対応を行い、利用者の緊急連絡先に電話・メールにて報告を行います。一次対応とは、プログラムやサービスの再起動、サーバ OS の再起動を指します。
4. 本サービスの対象範囲は、サーバの OS、ミドルウェアレイヤーネットワークです。データセンター事業者の提供する専用サーバやクラウドサーバのハードウェア及びネットワークに起因する障害に関しては、対応していません。

第3条(費用体系)

MSP 従量課金サービスは、当社が監視システム上に登録をする「タスク」をもとに、下記の方法でカウントを行う方式により、別途弊社で定める基準に従い費用を算出します。

- ① 当社の監視システムを利用する場合
アラート1件ごとに、タスクを1件登録します。ただし、同障害での連続アラートの場合は、復旧通知からの次の同様の障害のアラートメールが15分以内であれば、同タスクとして登録を行い1件とみなします。
- ② 利用者指定の監視システムを利用する場合
アラート1件ごとにタスクを1件登録します。連続アラートの場合も、全てアラート1件ごとにタスク1件としてカウントします。

第4条(支払期限)

毎月末日を料金算定基準日とし、利用者は当月の料金をその翌月の末日までに支払うものとします。

附 則

この約款は 2019 年 7 月 1 日より適用されます。

以上